

資料 6

建築・都市整備・道路委員会
平成 25 年 12 月 11 日
道 路 局

外郭団体等の駐車場用地（市有地）の減免の見直しについて

本市の外郭団体・関係団体が運営する一般駐車場のうち、市有地を無償貸付又は減免貸付しているものについて、全市的な基準により見直しを行うため、財政局が事務局、市有地の所管局と団体の所管局がメンバーとなり、庁内プロジェクトを設置して検討を進めてきました。

上記のうち道路局が団体所管となっている横浜市交通安全協会、横浜市道路建設事業団についても、この庁内プロジェクトの方向性に基づき、見直し内容がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

1 横浜市交通安全協会、横浜市道路建設事業団の駐車場ごとの見直しの方向性

※台数内訳（月極等、時間）については、平成 25 年 4 月 1 日時点

運営団体	駐車場名	所在	台数		見直しの方向
			月極等	時間	
横浜市 交通安全協会	荏田駐車場	青葉区荏田町	9台		①駐車場の廃止
	瀬谷南台駐車場	瀬谷区南台二丁目	66台		②公募・事業者募集
	富岡東駐車場	金沢区富岡東二丁目	14台		③現行団体(有償)
	野毛山有料駐車場	西区老松町		110台	③現行団体(有償)
	横浜西口自動二輪車駐車場	西区北幸二丁目		44台	③現行団体(有償)
横浜市 道路建設事業団	中田駐車場	泉区中田西二丁目	76台		②公募・事業者募集
	港南百合ヶ丘駐車場	港南区下永谷四丁目	86台		②公募・事業者募集

●見直しの方向性具体的な判断項目は、裏面のとおりです。

2 今後のスケジュール（予定）

廃止駐車場の利用者対応や、事業者公募の事前調整など、必要な調整を来年 1 月までに進め、平成 26 年度予算案に反映し、26 年度当初から見直しを実施します。

裏面あり

見直しの方向性の具体的な判断項目

○ 駐車場用地としての必要性

【判断項目】

- ・公共施設の利用者が駐車場を利用している
- ・建物等があり、用途転換が不可能(立体・地下駐車場など)
- ・廃止した場合に地域の駐車場の状況に大きな影響あり

有

無

① 駐車場廃止・他用途活用

○ 現行団体への貸付継続の必要性

【判断項目】

- ・隣接する公共施設と一体的な運営が必要
- ・外郭団体が立体駐車場等を所有
- ・民有地と一体で駐車場が設置されており、市有地部分のみの公募が困難

有

無

② 公募による事業者募集

○ 無償貸付の継続の必要性

【判断項目】

- ・公共の要請に基づき団体が融資を受けて整備した立体・地下駐車場
- ・設置にあたり、外郭団体等が負担した債務が残存
- ・駐車場収益が減少することで駐車場事業に対する融資に影響あり
- ・貸付料の有償化を行うと駐車場事業の会計に赤字が発生し、駐車場の運営が困難

無

有

③ 現行団体による運営
貸付料：有償

④ 現行団体による運営
貸付料：無償

本市の支援を継続しながら駐車場運営を継続し、中長期的な運営のあり方を引き続き検討